

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月16日認可した。

平成22年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御殿地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高月池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）半田池地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三ツの池地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）太田井地区
高松市十河土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宝地水路地区